

大蔵委員會議録 第八号

昭和二十八年六月二十五日（木曜日）

午前十時五十分開議

出席委員

- 委員長 千葉 三郎君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 若米地英俊君
- 理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君
- 理事 佐藤 次郎君 理事 井上 良二君
- 理事 島村 一郎君

- 有田 二郎君 大平 正芳君
- 黒金 泰美君 藤枝 泉介君
- 藤田 繁芳君 本名 武君
- 小川 豊明君 木原津與志君
- 久保田鶴松君 春日 一幸君
- 平岡忠次郎君

- 出席政府委員
- 大蔵政務次官 愛知 揆一君
- 大蔵事務官 (主税局長) 渡辺喜久造君
- 大蔵事務官 (管財局長) 阪田 泰二君
- 大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君
- 国税庁長官 平田敏一郎君
- 委員外の出席者
- 検事 吉田 要君
- 専門員 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

六月二十四日

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案（内閣提出第九七号）
特別減税回償法案（内閣提出第九八号）

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補て

第一類第六号

大蔵委員會議録第八号

昭和二十八年六月二十五日

心するのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九九号）
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇三号）

同日
蓄音機針に対する物品税撤廃の請願（春日一幸君紹介）（第一四八二号）
石油関税の減免措置延期に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第一四八三号）
同（春日一幸君紹介）（第一四八四号）
同（勝間田清一君紹介）（第一四八五号）
同（森清君紹介）（第一四八六号）
同（加藤精三君紹介）（第一四八七号）
同（小峯柳多君紹介）（第一四八九号）
揮発油税軽減に関する請願（堤ツルヨ君紹介）（第一四八七号）
同（森清君紹介）（第一四八八号）
同（中村三之丞君紹介）（第一四八九号）
同（春日一幸君紹介）（第一四九〇号）
同（勝間田清一君紹介）（第一四九五号）
同（増田甲子七君紹介）（第一四九六号）

国有機械器具交換払下げに関する請願（春日一幸君紹介）（第一四九九号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案（内閣提出第一二二号）

塩業組合法案（内閣提出第一二二号）
信用金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二三号）
小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案（内閣提出第一四七号）（參議院送付）
有価証券取引税法案（内閣提出第二七号）

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第三二二号）
砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三二号）
富裕税法を廃止する法律案（内閣提出第三三三号）
一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金から繰入る一般会計への繰入金に関する法律案（内閣提出第三四四号）
香煙税法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五五号）
揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六六号）

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四三三号）
木船再保険特別会計法案（内閣提出第五四四号）
法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二二号）
所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出第六三二号）
相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出第六四四号）

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案（内閣提出第六五五号）
国税徴収法の一部を改正する法律案（内閣提出第六六六号）
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第七〇七号）
昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出第七二二号）
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第八三三号）
国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第八四四号）
閉鎖機關令の一部を改正する法律案（内閣提出第九四四号）
鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案（内閣提出第九五五号）

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案（内閣提出第九七号）
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九九号）
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇三号）
国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案（參議院提出、参法第一号）
社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二二八号）

正する法律案（内閣提出第二二八号）
国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四五五号）（予）
証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第四九〇号）（予）
金管理法案（内閣提出第五五五号）（予）
保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八五五号）（予）
証券投資信託法の一部を改正する法律案（内閣提出第八七八号）（予）

〇千葉委員長 これより會議を開きます。

昨二十四日本委員会に付託されました昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題として、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。

〇愛知政府委員 ただいま議題となりました昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案外二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

特定道路整備事業特別会計におきましては、道路整備特別措置法に基き実施せられる国の道路整備事業及び地方

公共団体に対する資金の貸付等に関する政府の経理を取扱つておるのであります。昭和三十八年度におきましては、その財源に充てるため、一般会計より二十五億円を繰入れることができるとしようとするものであります。

第二に、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

第十五回国会において成立いたしました漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律によりまして、漁船損害補償法の規定による拿捕留置等の事故を保險事故とする特殊保險につき、昭和二十七年四月一日から同年十一月三十日までの間に於ける漁船再保險特別会計の損失を補填するため、昭和二十八年年度において、一般会計から五千万円をこの会計の特殊保險勘定に繰入れることができることとなつておりますが、同年十二月以降引續き特殊保險の保險事故が異常に発生し、本年三月までにさらに二千八百万円余の損失を生ずるに至りましたので、一般会計からの繰入額五千万円を七千八百万円に改めようとするものでございます。

第三に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

現行の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律は、昭和二十八年七月三十一日限りその効力を失

いますので、八月一日以降におきましても、その効力を持たせるとともに、退職手当の支給額、勤続期間の計算等について所要の改正をいたすこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

その改正の要点を申し上げます。一つは退職手当の計算にあたり、恩給または共済給付相当額を控除する従来の方法は、事務上の手続も煩雜でありましたので、これを廢止することとしたのであります。また退職手当の支給額につきましては、現行八割増の整理退職手当の支給額を改正法においても維持することとし、普通退職手当並びに傷病、死亡による退職等の場合の退職手当は、八割程度とするに、整理退職手当とその他の退職手当との差を勤続期間の長くなるに従ひ縮めるようにいたしましたのであります。

その二は、休職、停職その他現実に職務をとることを要しない期間が一月以上あつた場合には、その期間の二分の一を恩給法の例にならぬ在職期間から除算することとしたのであります。

その三は、官吏俸給令による官吏に対する死亡賜金並びにこれに對應する雇用人に対する共済組合法による遺族一時金の一部を統合し、当分の間、死亡による退職の場合には、俸給月額額の四分に相當する額を死亡による退職手当に加算することとしたのであります。

その四は、起訴中の退職手当の取扱ひについての規定並びにその他必要な経過規定を置くとともに、保安庁職員給与法の退職手当の特例に關する規定

等について、本改正の趣旨に準じて必要な改正をいたした次第でございます。以上がこの三法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○千葉委員長 次に、本日の日程に掲げました三十四法案中、ただいま説明を聴取いたしました三法案を除いた三十一法案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順によつて漸次これを許します。内藤君。

○内藤委員 銀行局長にお尋ね申し上げます。今日日本経済、あるいは洋上製作所などの不渡り手形の問題、並びにやみ金融のいろいろな問題、並びにどうも多事多難な様相を示しているのではありませんか。極端な言葉を使ひますことは慎まなければならぬのでありますが、あたかもベニツクの前夜のような感じがするものであります。大蔵省に銀行局があるのかないのか、政府に金融政策があるのかないのか、いささか私も疑われるものがあるのではないかと。

そこで私は結論を申し上げますが、これは今まで少くない資金というものが消費方面に流れた結果が、今日のようになつたのではないかと思つてあります。ジェエツツという人が、日本は妙なところであつて、設備の改善をしなければならぬところになつていくといふことを述べているのであります。まさにその通りである。こういうことでは、私はこれから先の日本

の産業といふものは悪いやられるのであります。ところで政府は、これは自由党の皆さんおられるので、いやなお氣持を持たれるかも知れませんけれども、もう今日になりました。この資金といふものを野放図にほうつておくべきものでない、これはよほど考へて行かなければならぬという意味から、何か投資委員会のようなものでもおつくりになつて、もう少しこの資金というものを、日本の産業にプラスになるようなところへまわらうようにして行かなければならぬのではないかと。今日いろいろの問題の病源は、そこにあつたと私は思ふのであります。これは銀行局長か、津達政務次官か、どちらでもいいのであります。ひとつその通りかその通りでないのか、御返事をいただきたいと思います。

○河野(通)政府委員 御指摘のように、最近金融問題につきまして、いろいろの問題がありますことはお話の通りであります。これらの問題につきましては、できるだけ適実な方法でもつて解決をはかつて参らなければならぬのであります。資金の規正と申しますか、重点的な使用が非常に必要であります。従来からこれらの資金の問題につきまして、相当私もやかましく言ひまして、重点的な、効率的な資金の使用といふことについて、金融機關に對しては常に強力なる指導を行つて参つておつたのであります。今後ますますそういう必要が痛感されることは、御指摘の通りであります。大蔵大臣も先般の財政演説で申しておりますように、資金の使用につきまして、今後一層重点的な、効率的な使用に意を用

いて参らなければならぬと考へております。ただ問題は、そういう重点的な資金の使用をやつて参ります方法として、何かここで直接に資金統制と申しますか、金融統制と申しますか、そういう法的な規正を行うことがいか悪いかにつきましては、私どもは、この際まだ直接的な金融統制まで行く段階ではないというふうに考へております。

な。今このお話等もありました。現在金融機關といたしましては、ビル、そういうものに対する設備資金に融資を出すことは、抑制をするように強力に指導をいたしてあります。ただ間接にいろいろな形でビルに資金が流れておることも、もちろんあるかと思ひますが、これらの点につきましては、なか／＼捕捉がむずかしい。これは裏から申しますと、やはり金融における一つの調整の限界といふものが私はあると思ふ。ただ金融の面だけからこれらの問題を強く押さへることによつては、たとえばビルをつくることなどが適当でないといつた場合において、金融の面からだけこの問題を解決するといふことは非常に困難な点もある。そうすれば、全体の産業政策として、これらの問題についてさらに統制を強化するかといふ問題になります。これは実は私の所管でもありませんので、この点ははつきりしたことは申し上げられませんが、おそれる方向としては、これらの問題について十分なる重点的な資料なり、あるいはそういうものを使用を考へて参る方向に進まなきやならぬと思ひますけれども、これらの問題につきまして、ただちに進んで資料とか、それら

いて参らなければならぬと考へております。ただ問題は、そういう重点的な資金の使用をやつて参ります方法として、何かここで直接に資金統制と申しますか、金融統制と申しますか、そういう法的な規正を行うことがいか悪いかにつきましては、私どもは、この際まだ直接的な金融統制まで行く段階ではないというふうに考へております。

な。今このお話等もありました。現在金融機關といたしましては、ビル、そういうものに対する設備資金に融資を出すことは、抑制をするように強力に指導をいたしてあります。ただ間接にいろいろな形でビルに資金が流れておることも、もちろんあるかと思ひますが、これらの点につきましては、なか／＼捕捉がむずかしい。これは裏から申しますと、やはり金融における一つの調整の限界といふものが私はあると思ふ。ただ金融の面だけからこれらの問題を強く押さへることによつては、たとえばビルをつくることなどが適当でないといつた場合において、金融の面からだけこの問題を解決するといふことは非常に困難な点もある。そうすれば、全体の産業政策として、これらの問題についてさらに統制を強化するかといふ問題になります。これは実は私の所管でもありませんので、この点ははつきりしたことは申し上げられませんが、おそれる方向としては、これらの問題について十分なる重点的な資料なり、あるいはそういうものを使用を考へて参る方向に進まなきやならぬと思ひますけれども、これらの問題につきまして、ただちに進んで資料とか、それら

いて参らなければならぬと考へております。ただ問題は、そういう重点的な資金の使用をやつて参ります方法として、何かここで直接に資金統制と申しますか、金融統制と申しますか、そういう法的な規正を行うことがいか悪いかにつきましては、私どもは、この際まだ直接的な金融統制まで行く段階ではないというふうに考へております。

な。今このお話等もありました。現在金融機關といたしましては、ビル、そういうものに対する設備資金に融資を出すことは、抑制をするように強力に指導をいたしてあります。ただ間接にいろいろな形でビルに資金が流れておることも、もちろんあるかと思ひますが、これらの点につきましては、なか／＼捕捉がむずかしい。これは裏から申しますと、やはり金融における一つの調整の限界といふものが私はあると思ふ。ただ金融の面だけからこれらの問題を強く押さへることによつては、たとえばビルをつくることなどが適当でないといつた場合において、金融の面からだけこの問題を解決するといふことは非常に困難な点もある。そうすれば、全体の産業政策として、これらの問題についてさらに統制を強化するかといふ問題になります。これは実は私の所管でもありませんので、この点ははつきりしたことは申し上げられませんが、おそれる方向としては、これらの問題について十分なる重点的な資料なり、あるいはそういうものを使用を考へて参る方向に進まなきやならぬと思ひますけれども、これらの問題につきまして、ただちに進んで資料とか、それら

いて参らなければならぬと考へております。ただ問題は、そういう重点的な資金の使用をやつて参ります方法として、何かここで直接に資金統制と申しますか、金融統制と申しますか、そういう法的な規正を行うことがいか悪いかにつきましては、私どもは、この際まだ直接的な金融統制まで行く段階ではないというふうに考へております。

の問題の使用の統制を法的に行うこと
がいか悪いかの問題につきまして
は、現在の段階においては、まだ私は疑
問があるのじやないかと考えてお
ります。従いまして今の段階にお
きまして、そういう資金なり資材
なりの重点の使用ということをして
、できるだけの法の強制によらな
いで、そういう方向へ持つて行く
というふうな配慮いたして行か
なければならぬのじやないか。そ
れがためには、緊要なる産業の
合理化資金等につきまして、でき
るだけこれらを重点的に確保する
ように努力いたしますとともに、不
要不急な資金の使用につきましては
、これをできるだけ抑制して行く
というふうな方向で、今後とも
強力に指導して参りたい、か
ように考えておる次第であります。

○内藤委員 重点使用の問題であり
ますが、また統制ということに
は、悪いかどうかという問題は、
そういうふうな段階ではないとい
うお話であります。従来私ども
大蔵省の皆様のいふ／＼なことを
見ておきますと、こういう金融の
ことにつきましていつも発言なさ
るのには、日本銀行の總裁だけ
なものであります。あなた方から
、これからの日本の金融政策は
、こうするんだ、今日こういう
状態だから、こういうこともし
なければならぬのだというこ
とは、一言もお聞きしたことが
ない。一万田さん一人が汽車
の中で、それは御連絡があるの
かどうか知りませんが、ああ
いうことをおっしゃる。私はこ
ういふところに大きな災いがある
んじゃないかと思つておられます
。今日の銀行のやり方を見てお
りますと、旧財閥

んけれども、そういうところに比較
的によい流れが流れて、言葉をか
えて申しますと、優良企業の方
に流れてしまつて、それはもう
銀行側として、もういふことが
ないかと思つておられます。し
かしどうしてでも必要だといふ
ところへは、なか／＼流れて行
かないといふふうなことが、実
にありまして、であります。將
来大蔵省では、この金融の問題
につきまして、今までのような
ことではなく、ほんとうに一つ
腹を絞めて御指導願わなければ
ならぬのではないかと、思つて
おられます。もしそれをなさら
ぬならば、銀行局はおやめにな
らなうと思つておられます。

それから次にお尋ね申上げた
のは、予算委員会が預金のコス
トのこと、大蔵大臣からいふ／＼
御答弁なさつておられたのであ
りますが、預金の金利を引下げ
られないといふのは、いろいろ
の原因がありまして、これは大
蔵省の銀行に対する政策の誤
りか、ここに現われて来ている
と思つておられます。それは率
直に申しまして、今日銀行の
やり方が非常にまずいと思つ
ておられます。銀行経営といふ
ものは非常に難しい。日活会
館といふのが日比谷の角にあり
ますが、あの下だけに四つ、日
本の国はどこへ行きますとも
銀行の支店がある。タバコの小
売店よりも銀行の支店が多い
のであります。日本は銀行の
支店でいっぱいになつてしま
つて、つぶれて行くような状態
になつておられます。そういう
ことはほんとうの銀行の経営
ではない。従つて金利を引下げ
ようといふにしても、今日の状
態では引下げられません。これ
をひとつあな

た方の方で何かお考えなさらな
ければ、私はいかぬのじやない
かと思つておられます。あとい
う近くの隣合せに十でも二十
でも支店をこしらへるんだ、
そのままで、もういふことが
ないかと思つておられます。そ
ういふお考えで依然としてお
聞き申上げたのであります。

○河野(通)政府委員 銀行の
店舗の問題であります。これは
私も非常に問題でありまして、
やかましく言ひまして、現在
配置転換その他で銀行の店、
ことに大都市における店が非
常に皆さんのお目ざわりに
なるように続出しておるとい
う点は、従来から計画的に配
置をやらして参つておられます
。絶対数においては、もうこれ
以上ふやさないといふ方針を
持つておられます。ところが前
から堅持いたしておられます。
たが非常に新しいビルがで
きたり、あるいは接取の関係
で、従来あつた店が立ちの
かなくなればならぬ。そういう
関係で、それにかわる店舗を
つくるというふうなことで、
ある一部のビルディングには、
各銀行が数行軒を並べるとい
うようなことが、実は起つて
おられます。問題は私はその
程度問題だと思つておられます
。今後におきまして、ことに
あの丸の内あたりの店舗に
つきましては、非常に強い増
設の要望があると思つてお
られます。あと、二配置転換
その他で認める以外は全部
押える、そういう方針で臨
んでおられます。

○内藤委員 押えるとおつし
やつておられますけれども、裏
から有力な人がちよつと来
られますと、またふやると思
つておられます。それは一応承
つておきます。それからこれ
は小さな問題でありま

すけれども、この間から問題
になつておりました信用金庫
法の一部を改正する法律案の
名称の問題であります。これは
貸金業法第三条には、貸金業
者の業務は届出することにな
つておられます。そのときに
疑わしいものがあればだめだ
ぞといふので、行政指導で
やれるのですか、やれない
のですか。それでやれば、こ
んなものをいままら刺激する
らしく出さぬでもいと思
つておられます。それで防ぎ
切れぬのであります。

○河野(通)政府委員 届出
を受理いたします場合には、
これが法令に違反しておる
疑いがない限りは、受理いた
すことが必要になつて参り
ます。いろいろ注意はいたさ
うにいたしまして、その名前
をかえさせるといふことは、
実は私どもとしては法的な
根拠を持つておりません。従
いまして昨日も申し上げた
ように、労働金庫等につき
ましては、できるだけ金庫
という名前を使わないで
らいたといふことを言つて
おつたのであります。これは
事実として強制する方法が
ないものであります。現在
までそういうことになつて
おる次第であります。これを
弊害が起つておる現状から
見ますと、やはり法的に
禁止するといふ措置がどう
しても必要になつて参り
ます。こういうことでの
法案を提出いたしてお
る次第であります。

○井上委員 国有財産法等
の一部を改正する法律案に
関して、ちよつと伺いたい
問題がございます。それは
虎ノ門のニューエンパイ
ヤモーターズ自動車会社に
今から四年ほど前に、いろ
いろなジグザグ・コース
はありまして、約六百坪
を坪当り五円十銭で

貸し付け、その後当時の進駐
軍が立ちのいた関係があつ
て、その会社は全体で約一
千坪の敷地を現に使用して
おられ、その中に鉄筋二階
建ての建物が建てられてお
る。ところが本年一月末に
貸借関係の期間が満了して
おる。それが今日依然として
明渡しをせなければ、立ち
のきもせず堂々と営業を
続けておる。これは一体どう
いうことですか、この点
管財局の方から御説明を願
ひたい。

○阪田政府委員 虎ノ門
公園の土地につきましては、
この国会の決算委員会にお
きましていろいろ問題になり
まして、御説明申し上げた
のであります。この土地は元
来内務省の所管に属して
おりました。都に対して
公園用地として貸し付けて
あつた土地でございます。そ
の後内務省が廃止になり
まして、引続き建設省が所
管をいたしまして、東京都
が公園用地として使用する
ことになつておつたのであ
ります。ところが昭和二十四
年でありましたか、東京
市がこれをニューエンパイ
ヤモーターズ会社に貸し
付けて、しかも今日ごらん
になりましますような鉄骨
の二階建ての建物、そのほ
か地下のタンクその他の設
備をいたしまして、公園と
して貸し付けておられるに
もかわらず、公園としての
実態を備えないような状態
になりました。大蔵省の私
どもの方をいたしましたので、
二十四年以來、大蔵省とい
はしましては現状がそういう
ふうな貸し付けの目的通り
使われていない。目的通り
公園になつておるならさし
つかえありませんが、現状
はそうではないから、これは
実態

からいつて大蔵省に返還せられるべきものである、こういうことを申して参つたわけでありませう。いろ／＼と建設省、東京都等と交渉いたしましたして、その間会計検査院からも注意を受けるというふうな事柄がありました。先般、本年の六月一日であります、虎ノ門公園の公園の指定を廃止いたす措置をとりまして、その結果として大蔵省の方へ返還して参りました。それで大蔵省でこの引継ぎを受けまして、現在は大蔵省所管の普通財産ということに相なつておられます。それで返還を受けましたあの財産をどう処置するかにつきましては、法律的にも適法な処分なればなりませんし、またいろ／＼な経緯があつたものでありますから、適正で公正な処置をしなければならぬ、だれが見ても御納得の行くような、筋の通つた処置をしなければならぬ、ということ、ただいま慎重に検討中でございます。まだ結論を出すには至つておりません。

○井上委員 期間満了までに、貸し付けた者と所有者との間で今後の貸付をするかしないかということについて検討されるということなら、これはわかるのでございます。ところが契約期間が一月に切れておる切れておるのに、今日まだこの政府の所有物件に対してどうするか検討中だというのは、それはどういふことですか。

○阪田政府委員 東京都とエンパイアモータース会社の間の貸付契約は、一月末に満了いたしましたして、二月末までにあれを原状に復して返す、こういう契約になつておつたわけでありませう。原状に復して返せば、これを公園にする

るのであるからということ、今日まで大蔵省に対して返還とか引継ぎとかの措置がなかつたわけでありませう。それで、期限におきまして東京都がそういうふうな措置をとりまして公園にもどせば、私どもはそのまま東京都に貸し付けておけば、別段何らの措置をとる必要がなかつたのであります。東京都が契約通りそういう措置を会社にやらせることができませんで、やむを得ず公園の用途を廃止したというふうな形になつて私どもの方へもどつて参つたのであります。私どもとしては、そういうふうないろ／＼の来歴のある土地でありますから、そういう現在の寒態に即した措置をとらなければならぬ、こういうことで、いろ／＼と慎重に検討いたしておるわけでございます。

○井上委員 いろ／＼と検討をせにやならぬというたつて、問題は東京都との間の契約が切れてしまつておる。それが公園用地であるうと他の用地であるうと、一応契約が満了して、その物件の所有権というものが国に、はつきり責任の所在が移つておるのです。そうすると現在にまつた何らの契約なしに、不法占拠をしておるのではありません。これをあなたの方は不法占拠と認めないのですか。

○阪田政府委員 不法占拠といふか、何といふのですか、現在の状態といふことは、国がエンパイアモータース会社とあの土地の貸付契約を締結しておるわけではありませぬ。無契約の状態のまま、あの会社が現実にあつておる、そういうふうな状態になつておるわけでありませう。そういうふうな非常

にむずかしい法律関係にある状態になつておりますので、それを解決するためには、今後十分に法律的な問題も検討してかからなければならぬと私どもは考へております。

○井上委員 どういうわけで、そんなにむずかしいものを考へるのですか。問題はあなたの方が、しからば東京都から公園の用地ということは取消して、その財産の引継ぎを受けた場合、当然契約期間が満了している現在において、立ちのきの成規の手続をとりましたか。

○阪田政府委員 問題の土地につきまして、立ちのきの請求をするというふうなことも一つの考へ方でありませうが、ただそういうふうな考へ方をとるべきだといふことが、法律的に可能であるかどうか、いろ／＼検討しなければならぬのであります。その辺のところを十分慎重に、はつきりさせた上で、具体的措置に出たいと考へております。

○井上委員 現実に契約書によつて契約期間が定められて、しかも貸借条件がはつきり定められて契約をされて、その契約期間が完了した以上は、当然爾後再契約するか、それとも再契約すべきものでないというのならば、当然明渡しを要求すべきものである。要求せずにおくといふのは、一体どういふふうな法的にもつれることがあるのですか。法律的にもつれるとか、ややくいといふのは、それは一体どういふことですか。

○阪田政府委員 この問題は、法律的に混乱がなく、簡単にやれる問題でありますれば、当然東京都が契約通り期限が来たときに立ちのきさせて、原状

回復をした上で処置すべき問題であつたわけでありませう。東京都におきましても、処置がむずかしかつたために、やむを得ず公園の用途を廃止して私どもの方に返して参つた、こういうふうな関係になつております。むずかしい点につきまして、いろ／＼と法律的に検討中でありませう、具体的には申し上げかねますが、たとえば借地権が存在しておるかどうか、こういうふうな点につきましては、一番慎重に検討してみなければならぬ、こういうふうな私どもは考へております。

○井上委員 あなたは管財局長さんでして、あなたは国有財産を責任を持って管財をせねばならぬ立場におられる、その人が、何か民法上またその他の法規上——当然これに基く契約がされております場合は、これは一応われわれも法を守るという立場から、相手方の意向も十分聞いて、円滑な解決へ持つて行くということが妥当であると思ひます。ところが現実には、何らその会社といふものが再契約をしたことはいりませぬし、契約に対して何らの条件は入つておりませぬ。入つていない今日、あなたが管財局長としてこの問題を考へる場合は、当然一応正式な文書で明渡しを要求すべきです。要求をせずに、何か相手方の利益を守るようなジグザグ・コースをたつて、契約が切れてからまさに半年たつととしておつて、あの一等場所をただで貸しておつて、一体あなたの責任は果されませうか。いかなる理由があるうとも、そういう無謀なことは許されませぬ。あなたの職権によつてそんなことはできませんよ、国の財産は法律で規

定してあるのですから。国の財産はあなたのかつてな考へ方で、あるものは延ばし、あるものは取立てを厳重にするというふうなことが一体できませんか。だから、あなたが一体何ゆえに無届で占拠しておるものを、何らの賃料金もとらず、新しい契約もせず、貸しておかなければならぬ理由があるのですか。この事件では、あなたもすでに御存じのように、会計検査院の者がこの会社を買収されて、ある者は十何万円金をとり、ある者は十何万円をとり、二人の潰職者を出しておるので、そういうまつたくむちやくちやな会社を相手にしておつて、それであなた方はどういふことか、それであなた方は延ばして、何らこれに対する対策を今日に至るまで立てていないということでは、疑念は一層深まらせます。そういうべらぼうなことはありませぬよ。もつとはつきりしなさい。はつきりしなれば、あなたの責任を追究しますよ。はつきりしなさい。

○阪田政府委員 大蔵省におきましては、会社の利益をはかるのか、そういうふうなことのたために処置を延ばして、そういうふうなことは絶対におきませぬから、はつきり申し上げておきます。それから半年も処分を延ばしておつた、こういうお話でございますが、これは御承知のように、建設省所管の財産なのであります、東京都がこれを借り受けて会社に貸しておつたわけでありませう。それで会社と交渉して、契約通り返すべきを返さず、しかも大蔵省にも引継がずに今日まで持つて参つておつたわけでありませう、私どもの方が東京都から返還を受けましたのは、六月一日のことでありませう。

す。半年も処置を遷延しておつたことは絶対にございせん。それで私どもといたしましては、かような問題のある土地でありますから、公正にこれを処置したいということで、十分に慎重な研究をいたしたい、かように考えておるわけでありませう。それから契約関係がない契約もしてないものを、どうしてそのままやつておるのかというお話でございませう、契約がございせんでも、具体的にまあいう土地に、堅牢な半永久的と見られる建物その他の施設がなされておる、こういう事実に基づき発生するよな法律関係につきましても、十分検討しなければならぬと思ひます。ただ契約がない、こういうことだけで簡単に法律的な措置がとれるものではないというふうに私は考えております。

○井上委員 あなたは何か言葉を非常に持つてまわるのですが、これが建設省の所管であるうと、東京都の所管に移つておるうと、このもの自身は國のものではない、これは國のものではないのですか。國のものではないものを、あなたの方に所管がえをして来はしません、そうじゃないですか。その土地の使用収益等についての一応の行政的な管轄は、建設省がやつたり、東京都がやつておつたけれども、財産権は國のものでしよう。そうじゃないですか、私はそうだと思う。そうじゃないか、あなたがこれを引継ぐわけはない。そういう見地から考えて、現に会社の利益をもちとも代表してないと言ひなすけれども、あの一千坪に余る土地を、一文の金ももらわずに使つておつて、会社の利益を守つていないと、そんなことが言えるのです

か。一等地ですよ。現実にあつて会社に営業をさして、堂々と仕事をさしておるんじゃないか。それで何らの使用収益もつていないじゃないか。それで会社の利益を守つていないかどうして言へます。相手は民間の営利会社ですよ。そんなあなた、たけいしいことと言わぬとおきなさい。實際のところ、結果はあなたのところが利益を守つておることになつておるんじゃないか、そういうことをお考えになりませう。その責任は、大蔵省じゃないですか、その点をばつたりしてもらひたい。

○阪田政府委員 もちろんお示しのよう、この財産は国有財産でありませう、この国有財産の管理が当を得ていないといひますか、公園とするために東京都に貸しつけた、しかるにその目的通り使われていない、こういう国有財産の管理として不適当な、目的外に使われたという状態がありましたために、これを是正するといふ意味で、その第一段として、その実態に従つて大蔵省に返してもらひたい、それが六月一日に実現した、こういう形になつておるわけでありませう。私どもとしては、これからこの国有財産の処置を軌道に乗せる、正当な処置をするための手続をとりたい、こう考へておるわけでありませう、その処置が今日きまつておられます。まだ具体的にどういふふうな処置で、どういふふうにするからといふことで御了承を得ることができないのは、はなはだ残念ですけれども、その辺のところは御了承願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 関連して、私は与党の委員として、管財局長の話はまことに心外だと思ふ。大体六月一日にこちらへ移管されたことは、今の御答弁でわかりませうけれども、このこと自体は、以前からばつたりしておる。六月一日に移管されたら、ただちにどういふ手を打つべきであるかといふことは、管財局において十分検討されていなければならぬはずのものである。しかるに、今日に至つてもなおそれが検討中であるといふような御答弁を承つたんで、われ／＼としても納得することができない。いやしくも公園という使用目的のために許されておつた土地を、東京都がそういう方向に持つて行つたといふことは、東京都の大きな責任であつて、これを追究することはもちろんであります、本委員会としては、とにかく管財局長が、六月一日に、國に、大蔵省に移管されたその日に、ただちに何らかの処置をとつて、それをしてそれから後に向うとどういふ話合をししようとも、今日までほうつておくといふことは、私はこの事態は許すことができないのである。私は、管財局長には相當の役人がたくさんいて、そういうつたことを日夜検討し努力しておられるものだと思うのであります、それが六月一日に國に返る以前からは、大体い／＼な問題があつたこととはばつたりして、六月一日に移管されたら、ただちに立ちのきの手続を、法的な措置をとつて、一それからあとに向うとまた話合がどうなるうとも、そういう措置がとられていないといふことは、私は管財局長の責任であると思ふのですが、御所見を伺ひたい。

○阪田政府委員 お話のように、確かに六月一日以前からこれは非常に大きな問題になつておつた事件でありませう。私どももいたしまして、もちろんその前からこれを返さして、その上でどう処置すべきかといふことは、いろいろ検討しておりましたわけですが、具体的な私どもの方の内部におきましても、いろいろの案をすでに考へております。しかし、内部事情を申し上げるわけでありませう、大臣も後送されて、実はまだ大臣にも、十分にこの關係の経緯を御説明する機会がないよな状態でありませう。私どもの方で事務的に考へておられます案を、ただちにこれが大蔵省の一つの意見であるといふふうには、ここで責任をもつて申し上げることができませんので、その辺のところを、大蔵省としてはつきりした意見を申し上げる時期に至りませう、はなはだ恐縮であります、御了承願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 はなはだ恐縮でありませう、そう折れて出たら話がわかりませう。今の井上委員に対する管財局長の答弁というものは、大蔵省は悪いことばしておらぬ、そういうまるつきりけんか腰な答弁ではないか。われ／＼同じ大蔵委員の一人として、管財局長の答弁にちよつと納得しかねる。今申し上げたように、六月一日に移管されたときに、ただちに立ちのきの法的措置をとるのが妥当であつて、それをとつていなかつたといふことは、何として大蔵省の手落ちであります。私はさうに解釈します。そこで、おそれなく考へておらうと思ひますから、すみやかにこれに対する措置をおとりになつて、そして他の委員からのお話になることに對して、十分にお答え申し上げるよなしなれば、ここであてもない、こうでもないとやつていたら、口ごたえになるだけのことで、手落ちは何としても管財局にあると私は考へておる、すみやかにこれに対する適切な措置をおとりにならんことを願ひして、私の質問を終ります。

○春日委員 折れて出れば話がわかるという、こういうことは問題の解決ができません。たとへば脱税者が発見された、その脱税者がまことに済みませぬと言つたら、大蔵当局はその脱税者を容赦するかどうかといふのです。有田委員は、体裁のいいことを言つて仲載したよな形になるが、われ／＼はこれを受取ることはできません。そこでちよつとお伺ひしたいのであります、大体建物は無届で建築がされておると伺つておられます。少くとも大蔵省が東京都に貸したときには、公園として貸した、ところが公園としての用途目的に沿わないで、そこへ鉄筋コンクリートの建物がまことに建つておる。このことは、東京都内においてあなたの方にわからないはずはない。そういう事実自体を見のがしておつて、本日こういう問題を巻きて起して来ておる。このことは、あなた方がやはり国有財産を管理する立場において、職をむなしくしたか、あるいは職を汚したか、その二つのうちの一つであります。この責任はあくまで追究されねばならぬと思ひます。それからもう一つ問題になることは、たゞいまあなた、こういう事実に基づき発生した法律關係を調査しなければならぬと言われるが、どういふよな違法な事実でも、その事

わかつたのでありますが、こういうよ
うな事件は、あなたの監督下にある国
有財産の中に、あるいはあるのではな
いか、そういう点についてはつきりと、
係争中のものがあつたら聞かせていた
きたい。

○阪田政府委員 国有財産の關係につ
きましては、いろいろ国有財産を処分
いたしましたり、貸付をいたしました
關係におきまして、やはり遺憾であり
ますが、その売却の目的通り使われ
ていなかつた、用途をきめて貸し付け
たものが、ほかの用途に使われておつ
たという事例がたたくごさいます。
さようなことにつきましては、やはり
それ／＼その実態に応じて、是正する
ような措置をとつて来ているような次
第であります。

○佐藤(鶴)委員 それでは、最近のそ
ういう処分された問題、あるいは係争
中の問題、そういうものをひとつ統計
に表わして、資料として大蔵委員会に
提出していただきたい、それだけお願
いします。

○有田(二)委員 関連して、管財局長
に今資料の要求がありました。由来
管財關係のものは、終戦後旧陸軍、旧
海軍の軍人、軍属の人が、そのまゝ財
務局所管に移管された方が相当あるの
です。その中には非常にまじめな方も
おられるのでありますが、えてして間
違ひを起される方もある。これらの問
題が、終戦後今日までいろいろ管財關
係に問題のあつたことは、局長も御承
知の通りであります。こういう点は十
分念頭に入れて、そうして今他の委員
から御要求がありました点を、資料と
して要求いたします。

○井上委員 次に、信用金庫法の一部

を改正する法律案に関連をいたしまし
て、先般来庶民金融の問題について政
府の所見を伺つて参りましたが、庶民
の最近の金融梗塞の關係や、なおこれ
に関連して正規な、法規の規定に従わ
ないままにわしき金融業務を行つてお
りますものが、最近非常にふえて来て
いることは、皆さんも御存じのことと
思いますが、特にこのうちで、商法に
規定してあります匿名組合の規定を利
用いたしまして、保全経済会等の金融
機関が新しく生れておられます。この問
題については、すでに当委員会におい
ても、たび／＼議論がされて来たそう
であります。この際匿名組合により、
大衆から預金を、特定の人の出資とい
う名前で集めて、ある一定の期間
を切つて高利の配当をやつておるとい
いますか、そういう問題について、こ
の法の解釈について、特に法務省の民
事局の方に伺いたいのであります。商
法五百三十五條から五百四十二條の匿
名組合の規定と、同じく商法に規定し
てあります合名会社、合資会社等の規
定、これは一体どう区別をいたします
か、この区別についての解釈を願いた
い。

○吉田説明員 合名会社、合資会社と
匿名組合との区別というお話でござい
ますが、合名会社は、無限責任社員だ
けからでき上つておる会社でありまし
て、これは匿名組合との区別は明瞭で
あろうと思ひます。

合資会社と匿名組合との区別であり
ますが、合資会社は、無限責任社員と
有限責任社員とからなつております
が、これは実質的に申しますならば、
匿名組合とかわりがないのでありま
す。と申しますのは、無限責任社員と

いうのは、結局業者でありますし、
有限責任社員というものは、出資者であ
るからであります。しかし一方は、法
人の形態をとつておるのであります。
一方は契約の形態をとつておる。
それだけの違いがあります。これは歴
史的に申しますならば、本来同じこと
から出ておるものでありますから、
実質的に同じになるのは当然なのであ
りますが、ただ一方は、匿名組合の方
は、業者だけが表に出て、出資者は
裏に隠れておるという性質のものであ
ります。それから合資会社の方は、業
者と出資者が共同して營業を行うと
いうような性質のものであります。
従つて、そういうような關係から、一
方は法人となり、一方は組合というこ
とになつて来たのであります。ですが
者だけが商人ということになるわけで
あります。

○井上委員 匿名組合というものの、
今あなたが御説明をしております通り
の性質から考えまして、特に業者を
責任者として、一つの組合をつくり、
それに共同出資をするということに形
式はなりませんが、その場合に、全然顔
も知らなければ、その人の過去の關係、
資産、信用等も全然知らない者が、他
の有利な条件を誇大に宣伝することに
よつて出資を求めるといふ場合は、匿
名組合としての性格とは大分異なる
と考えますが、それはお考えになりませ
んか。

○吉田説明員 匿名組合は契約であり
ますから、全然知らない人と契約する
ということとは不可能なのであります
というところは不可能なのであります
て、契約をするときには、すでに知つ
ているわけでありまして、それで今お話

になりましたような、大衆を相手に匿
名組合形式のものを締結することがど
うか、これが匿名組合といえるかどう
かというところは、はなはだ疑問なので
あります。何と申しましても契約で
ありますから、お互いがどういふ話合
いをしたかということできまつて来る
わけでありまして、ただ利殖をはか
ることが目的で出資をさせるというこ
とだけで、ただちに匿名組合といえる
かどうかというところは、何とも申し上
げられないだらうと思ひます。

○井上委員 この民法の匿名組合の規
定は、今あなたが御説明の通り、特に
自分が信用し、この人に出資したもの
をまかせておけば、相當の營業実績を
あげて、うまくやつてくれるであらう
という、その間には日ごろのその人の
人格なり信用なり、社会的ないろいろ
な諸關係を考慮された上で出資契約が
成り立つと思ひます。これがほんとう
であらうと思ひます。従つて、
その範囲は非常に限られたものでなけ
ればならぬという解釈が正しいのでは
ないかと思ひます。ところが、さきに
も申します通り、新聞雜誌等に誇大な
宣伝をし、しかも月分という利子を
支払うということを一つの広告の大き
な魅力に使つて、ふだん何ら知己、縁
故、取引の關係のない者から出資をせ
しめておる。これは明らかに匿名組合
の規定に違反した行為であらうと思
ひます。それは解釈できませんか。

○吉田説明員 匿名組合というものは、
業者を信用いたしましたして、その信頼
に基いて出資をするという性格を持つ
たものであることは、申すまでもない
ことだらうと思ひます。ただ、そうい
うものでありますから、多数の者との

契約に適しないということ、言える
だらうと思ひます。しかし、それが全
然不可能とはいへないのじやない
かと考えておられます。ただ、現在行わ
れておるような匿名組合形式のもの
が、はたして匿名組合かどうかという
ことになりまして、個々の契約につ
いて當つてみなければわからないわけ
なのです。あるいは、中には匿名組合も
あるかもしれせん。ただ多数の人と
一つの匿名組合契約を結ぶとしますれ
ば、多数が同時に匿名組合員となる
という方法によるか、あるいは個々別々
に匿名組合契約をするということにな
りますれば、その都度計算關係が違つ
て参りますから、事実上不可能じやな
いかというふうに考えられるわけであ
ります。

○井上委員 匿名組合の規定によつて
出資契約をいたします場合は、当然そ
の事業内容なり、またその事業がうま
く行くという一つの見通しの上に立つ
て、その主宰者を信用して出資される
ということが、私は普通の常識上の行
為でないかと思ひます。ところが、全
国津々浦々に支店、出張所を設け、その
事業内容に至つてもほとんど何ら示す
ことなく、単に何万円出資すれば、二箇
月お預かりをいたします、そうしてそ
の利子は何分お払いいたします、そう
いうことが主として契約の条件になつ
ておる。事業目的というものは、全然
明らかにされておらぬ。単に出資した
金額に対して、二箇月間を限つて何分
の配当をいたします、何分の利益を差
上げますという契約が、主としてその
出資者を募る場合にされておりに
ます。そういうものが、はたして匿名
組合といえるかどうか、こういう問題

がここに起つて来ます。こういうふう
に、現実に匿名組合の制定をいたしま
した精神をはるかに逸脱した行為が、
平気で行われておりますが、もしそれ
ほど大きな出資者が、全国津々浦々に
わたりますような広汎なものになつて
来ましたならば、当然それは株式会社
の組織にかゝるとか、あるいはまたは
他の組織にかゝるとかいうことの方
が、私は商法規定の合理的なやり方で
はないかと思ひます。民事局は、そう
いうふうにお考えになつておりませ
んか。そしてまたそういう逸脱された、
非常にこれを悪用したやり方に対し
て、これを脱法と認めませんか。

○吉田説明員 先ほどの答弁に補足さ
していただきます。あわせて御答弁
申し上げたいと思ひます。先ほど商法
違反ではないかと言われたのでござ
います。大體商法の規定は、その具
体的な契約が匿名契約であれば、商法
の五百三十五條以下の規定を適用す
るというだけでございます。商法違
反という問題は起きて来ないわ
けでございます。その契約が五百三十
五條以下の匿名組合に当りますな
らば、その上で実際にやつて行くことは、
商法の規定に違反することになる、と
いうことは考えられるわけです。しか
しその場合でも、結局は債務不履行と
いう問題になるわけでございます。か
ら、それを、たとえは商法違反であるか
ら刑罰をかけるというふうなことは、
起つて来ないわけです。そこで、大衆
を相手に匿名契約を結んだとします
らば、そういうことは可能かどうか。
ということは、つまりかりにそれが匿
名組合だつたとしますならば、五百三
十五條以下の営業者の義務というもの

が履行できないようなことになるだろ
うというふうにお考えられるだけであり
ます。従つて商法上といつたしまして
は、その場合債務不履行が出て来るの
ではないかということが考えられるだ
けでありまして、これを取締るかどう
かという問題になりますと、ちよつと
私の方の關係ではございませぬので、
ここでお答えいたしかねるわけであ
ります。

○井上委員 私は、法の議論をここで
するつもりはありません。ただわれわ
れ常識的に判断をしました場合、匿名
組合といふものは、ごく少数の信用
され信用した者の間につくるものが、
大體匿名組合ではないか。それからさ
らに今度は大きくなりました場合に、
合資会社ができ、合名会社ができ、行
く。さらにそれがまた発展して株式會
社の組織にかゝるといふことが、大體
普通やられていくことじやないかと思
ひます。そういう商法に規定してあ
ります資本の集め方や、商行為の責任
の分担等についての規定を全然踏みに
じつて、ごく小範囲のお互いの間の責
任と信用上につくる匿名組合をもつ
て、全国的な組織にこれを持つて行く。
そしてそれは、ほんとうのその組合の
営業の内容その他は秘密にして全然わ
からない。単に、出資した者に対しての
金利を払うという契約だけで金を集め
ておる。こういうことになつて来ます
と、この商法の匿名組合の規定はま
たく意味をなさぬ。従つて匿名組合と
いふものについて一定の制限を設ける
といふことか、たとえは三十人なり五
十人なり、ごく小範囲の人に限りとい
うような、制限規定を設けるといふこ
とにすることが必要でないか。これが

善意に解釈され、善意に利用されてお
りますならば、われわれ大いに関心を
持たなければなりません。これが逆
用されておるといふ弊害が一方に出
ております以上は、この問題に對して
つと真剣に検討すべきじやないか。こ
ういふふうには私も考へております
が、さういふあなたの方ではお考えに
なつておりませんか。この法に對する
改正の意思ありやいなや。改正しなく
てもこれでいいとするのか。そういう
逸脱的な行為が平気で行われておるも
のが最近たくさん出て来ております
が、これがまたいろいろな国の行政の
上に非常な支障を來しておる現象を見
た場合、このまま放任しておいてはな
らぬと思ひますが、あなた方民事局とし
ては、これをどう解釈されておるか、何
いいたいと思ひます。

○吉田説明員 匿名組合契約というも
のが、少数の当事者間に契約される。
従つて多数の者を相手とするような匿
名契約といふものは、ほとんどあり得
ないといふことは、仰せられる通りだ
と思ひます。商法がまさしく少数の出
資者といふことを頭に置いていたのだ
らうといふことは、これはもう考えら
れるところでありまして、しかし何と申
しまして、この五百三十五條の規定
は、ただ営業者の営業といふものを別
段限つておるわけではないのでありま
して、いろいろな営業を目的とするも
のがあると思ひます。そういたします
と、これを、出資者は何人でなくとも
ならないといふふうに限つても、この
標準をきめられないのではないかと考
へられます。それからまた、大體現在
行われておるものがはたして匿名組合
かどうかといふことは、非常に疑問で

あります。もちろんその契約者のうち
で、これは匿名組合であつても、この
商法の匿名組合を十分に心得てい
うとしてこれは匿名組合であるとい
ふ意思でお互いに契約をしたと思
は、これはまさに匿名組合だと思
ひます。しかしそういう意思でやつた
かどうかといふことは、これは個々の
具体的な契約を見てみなければわか
らないのであります。全体として、これ
を匿名組合と見ていいかどうかとい
ふことについては、はなはだ疑問なんじ
やないかと思ひます。契約であります
から、非常に多数の契約があるわけな
のであります。どれか一つだけをつ
かまえて、性質はこうだといふわけ
には行かないのではないかと思ひます。
従つて、そういう特別な事態に對して
は、特別立法をするといふことは考
へられましようけれども、商法一般を改
正するといふ必要はないのじやないか
と考へます。

○井上委員 これが常識的に考へて、
少数の信用され、信用しておる者の間
に匿名組合をつくつて、商行為を行
うといふ契約を結ぶことについては、私
ども何ら問題はありませぬ。それがは
るかにその規定の考え方から逸脱し
て、大規模な組織でこれが運営され
るということになつて来た場合に、営業
上の特定人の責任といふものも非常に
大きくなつて来ます。十人の場合と百
人の場合と一万人の場合と五万人の場
合とでは、非常に違つて参るのでござ
います。そういうことからしまして、
非常に広範囲にわたる場合は、合資會
社なり株式会社の組織の方がいいとい
うことになつておるのではないかと思
ひます。そういう点から、現実にこ

の規定が悪用されて、今申すように、
この規定によつて多数の人と契約をし
ようとする行為が行われて、このため
に非常な弊害を至るところに生じてお
るわけです。私は、商法全般に對して
の改正をとかくは申しませぬが、少
くとも匿名組合の規定がそういうふう
に悪用されておる現象から考へて、こ
の匿名組合の規定をさらにもつと整備
するといふことは、たとえは、合資會
社と株式会社との相違点等について
も、もつと明確に規定した方がい
いではないかと思ひますが、そうはお考
へになりませんか。

○吉田説明員 この匿名組合に關する
規定は、当事者の意思解釈規定であり
ますから、この意思解釈の基準とし
て、一応の型が定められてあるだけ
なのであります。契約は自由でありま
すから、お互いにならぬような契約
をしようとする、これは何ともいたし方
がないわけなのであります。そうなる
と、ただ商法に規定された匿名組合
にびつたり合つたものだけに、この匿
名組合の規定を適用するといふだけ
のことなわけです。逆に違つたものが出
て参りましたときは、それに類したもの
があれば、類推適用するといふことも
出て参りましようし、全然違つて参
りますれば、今度は別な規定を適用す
るということになるだけなわけです。で
すからこの匿名組合を、たとえは出資者
を三十人に限るといたしますれば、四
十人の出資者が出た場合には、また別
な契約だといふだけのことでありま
して、それが無効だとかなんとかい
ふことにはならないと考へます。

○井上委員 契約の自由の原則から議
論をしますならば、あなたのようなこ

とも解釈がつくかもしれませんが。ところが、契約の自由という一つの商法の精神から、匿名組合の規定が悪用されておると私は思っております。匿名組合というものを何ゆえに商法に規定してあるのか。大体会名会社、合資会社、株式会社という規定を何ゆえに商法に規定してあるのか。その精神から考えて、当然その匿名組合の範囲というものは、また相互の契約いたしまし信用関係というものは、およそ限度がある。そして匿名組合には、営業者の責任の範囲においても、それ、その限度がある。それが何万人も、全然顔も知らなければ、声を聞いたこともない者が、支店において、本人が全然顔も知らなければ声を聞いたこともない者に、自分の命より二番目の金を預けておるのじやないですか。そういう現実が起つておるのです。そういうことを、この組合の規定を利用してやっていると、そこには税金もかけなければ何もしないということ、えらい問題になつて来ておる。だからそこをあなたの方で、これは契約も自由であるけれども、その契約の自由が、非常に社会に大きな弊害を、この法の規定に基づいて起しておるといふ事実を認めなければいかぬと思ひます。そうすると、この法に対して、他との契約をいたすいろく、な商行為の關係において、もう一応検討をやり直して行く必要が起つて参ります。それを契約の自由だから、それは契約の内容を一々見てみなければわからぬ、そう言えばこれはそのうちかもしれない。そういうことになつたのでは、いつまでたつても話ができません。だから全然見知らぬ人を信用して出資をします場合には、信用していな

ければ出資契約はいたしませんから、やはりその人を信用しているということでしょう。ところが、顔を見たこともなければ、声を聞いたこともないのに、ただ月何ぼの利子をやるからという事で出資させておるわけでは、どうしようもかかぬところが規定によつて行われておりました。これによつて弊害が生じておりますから、弊害が生じておる以上は、いかに契約の自由といえども、それを規正するということが必要であると思つてあります。それでなければ、あなたの方月給をもらつて判を押しておるだけでは困ります。それはあなたの方は専門家だから、もう少し検討してもらわないと、こういうことをやらされたのは困る。このれんに腕押しみたいな議論を、いつまでやつておつてもきりがつかぬから、もう少し検討してもらつて、もう一度ここへ出直して来てもらいたい。○有田(二)委員 国税庁長官に一言お伺いしたいのですが、予定申告なんかで、業態をお調べになつて、この業態は昨年よりこのくらいの増収があつたらうという見当のもとに、各国税局が税務署に命じて、この業態は何割増しというふうな指導を内部でなさつておられることについては、私は異論がないのであります。しかし、第一線の税務署が納税者に対して、お前の業態は去年から何割増しだ、何割増しに予定申告して来いというふうな指導をなさつて、その結果われ／＼のところには、税率が少々下つても、結局は税務署の方で何割増しという事で頭からやつて来るから、減税じやないと言つて来る。選挙のときにも、相当野党の諸君から攻撃を受けておる。そこでわれ

われは業態を調べて、昨年の状態よりも本年の状態が、この業態は大體何割増し見当増収があるはずだというふうな御見当をつけることは、まことにけつこうであり、国税局内でそういう御指導をなさることも当然であつて、これを野党が攻撃なさることは当らないと思ふ。しかしながら、予定申告はさることながら、い／＼決定のときに歩も引かないというふうな話を聞かわれれば承る。国税局なり税務署内部の指導はけつこうであります。業者は千差万別であります。非常にどうかつているところもあれば、業態が悪くて、あるいはその家族が病氣とか、特別の事情のために収入が非常に少いというふうな業者も、間々あるのであります。ただ国税局、あるいは国税庁で御調査になつて、昨年度よりこの業態が平均して大體何割増の増収があるべきだという見通しはけつこうであります。税金の決定というものは、正しい所得に対して正しい税金の決定がなされるべきものである。国税庁の指導に基いて、各税務署がその個々の実態を見きわめないで、収益のないところに、頭からお前のところの業態は何割増しに予定申告して来ない限り受け付けないというふうなことをなさいますために、われ／＼、自由党は、選挙において非常に不利な立場に立つた。しかしながら国税庁側の、昨年度よりも本年度はこうあらねばならぬという面に対しては、われ／＼は異存がないので、それはまことにけつこうだと思ふのであります。第一線の運管の方法においては、私はまだ／＼研究する余地があると思ふ。国税庁側から十の指令が出

たら、それが末端において三十も四十も響いて来て、結局業者の中には、ある業態は非常によい業態であるにもかかわらず、特殊な業者については、個人の事情によつてそれだけの収入をあげていないことも聞かあるのであります。それで、これらの指導が末端においてよく行われていないために、われわれは世間から非常な攻撃を受けておるといふ事があるのではありません。これに対して国税庁長官の御所見を承りたいと思ひます。○平田政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお話は、予定申告に関するお話だと存じますが、予定申告に關しましては、大體前年の決定で行く、むしろそれ以上によくは出さず、ただ前年の事情が、いろ／＼な特殊の事情のために非常に低くなつておるといふ人が業態に復したために、むしろある程度高く申告していただいた方が確定申告の際にいいのじやなからうか、こういう例外的な人の場合におきましては、ある程度前年の実績額以上に申告することを勧奨する場合があります。前年よりも、少くとも推定でよけいに申告していただくという事は、方針といたしましては、できるだけ避けるということにいたしておる次第であります。ただ今御指摘のように、所得の状況がどういふ状況であるかということについては、常時調査をいたしております。申告の指導の方法といたしましては、大體そのようにならしてあります。

思ひます。今の有田さんの御意見は、まことにごもつともだと思ひます。さらに予定申告につきましては、あまり欲張つたことはやらない方がいい、むしろそれよりも早く片づけた方がいいというふうな、実は考へておる次第でございます。○有田(二)委員 国税庁長官のお話はよくわかりませんが、長官は最近まで主税局長をしておられて、第一線の状態については、御研究になり、御検討になりつゝあるところだと思ふのであります。今までの状態というものは、末端において、国税庁の方から昨年度の業態よりも何割増しでなければならぬというので、どこでも第一線の税務署は、何割増しというふうな指導を強くいたしておるのであります。そのためにも納税者の方では、税率が下つても、とにかく税率が下つただけ今度は税務署の方で水増しをして来る、だから減税にならない、こういうふうな抗議をわれ／＼は受けておりますが、これについては、調査した結果、その業態が昨年よりもいいというものに対しては、正しい所得に対して正しい税金をかけることが、いわゆる税法の建前でありまして、私はいいと思ふ。ただ第一線の指導の方針において、国税庁から何割増しといつて指導が来ておると、何割増しでなければならぬのだという線を強く押し通して行かれるところに、世間に非常な誤解を招いておると、私はかように考へるのであります。従ひまして、私は何割増しという国税庁の指導はいいとはいは言つてない、それは正しいと考へる。しかしながら、納税者の個々の事情を十分参酌しなければならぬのであります。

今までの国税庁なり国税局なり税務署は、人手も足りなかつたし、またいろいろの納税者の数も非常に多かつたが、最近減税に次ぐ減税によつて、納税者の数も非常に減つて来ておる。また調査も割合完成して来ておる。また現段階におきましては、個々の納税者の状態をよく調査して、かりに予定申告が一〇〇%であつて、実態が八〇%より収入がなければ、八〇の言い分を聞いてやるというふうな税務署の第一線の運営がなされなければならぬ。国税庁長官としては、当然そうなされておる、かようにお考えでありませうが、第一線においては、さうに行われていないのが聞々あると思ひます。そこに非常に不満があつて、全国的に問題を起しておるのであります。特にこの点、国税庁としては、それらの指導をやつていただくと同様に、前に申しました、昨年度より本年は何割増しだ、問答無益だというふうな税務署員がよくあるのであります。そういうことのないように、三年ほど前に本委員会において申ししたのであります。当時主税局でありました。主税局から国税庁にかかりました。当時から、大体税務署にはどの程度の割当が行つておるか、本委員会で尋ねますと、そういうことは絶対ないといふ。ところがわれ／＼が京都なり大阪へ参りまして調べますと、税務署の方では、国税庁側から割当が来ておらずして、いかにともいたしかたがないのであります。割当をまけていただく以外には、方法はありません、こういうふうな確たる証拠を持つて参りましたので、遂に国税庁側も折れまして、そういう方法をおやめになりましたが、

なほ今日においても大体予定の額、税務署が一年間にどれだけの納税ができるであろうかというふうなものをとつておられますが、そのとつておられる方向についても、私は無理のないように、国税庁長官として御指導を賜つたと思ふ。各税務署も国税局も、私が再々本委員会でも申し上げるうちに、漸次よくはなつて参つておるが、まだ／＼その点については遺憾の点を見出すので、ひとつ十分国税庁長官において御検討せられたい。何割増しというふうなことを、内部的にお話になることはけつこうであります。外部的に何割増しでなければいかぬといふことは通さぬ。正しい所得に對して、正しい税金がかけるのがあたりまえであるが、不当なる税金がかけるらるゝことは、許されぬことであると思ふのであります。この点の御所見をぜひ承りたい。

○平田政府委員 御趣旨は私もまづたく同感でございます。ただ私、有田委員よりももう一歩実は考えておるのであります。予定申告につきましては、何割増しなんというところは全然考へておりません。現に国税庁におきまして、ことしの所得は去年に比べてどうなるだろうといふことは、実は一べんも議題に上つておりませんし、そういう会議もいたしてありません。これは、最近のように大体経済情勢が横ばいになつて来まして、それほどの変動はない場合におきましては、むしろ前年きまつた所得額で一応予定申告をしていただきまして、確定申告の際に、よく実績を調査いたしまして、それで確実な納税をしていただく、こういうのが一番いいのじやないかと実は考えておるのであります。ただその確定申告の際におきまして、さらに御指摘のように、前年度からの増加割合にとらわれ過ぎるという御非難を私もたいへん受けましたので、この点は、ことしはさらに一層注意いたしまして、そういう御非難を一掃したいので、絶無とまでは行かないにしても、少くとも国会でおしかりを受けるようなことがないように、一生懸命勉強して行きたいと思ひます。前年の増加／＼を、実は確定申告前に新聞に発表してくれという御要望があつた。これは私はいかぬと思ふ。新聞に発表しますと、みなそれをもとにいたしまして、大体国税庁の見込みはこうなつておる、それで納税者に押しつけてしまふといふのはいかぬ。従ひまして、所得の調査並びに個別的な折衝にあたりましては、御指摘のように、まづたくその人の所得額を個別的によく調べまして、的確につかまえる、それを申告してもらう、そこで適実化をはかつて行きたい。なほ中央の方針並びに国会でいろいろおしかりを受けた事情につきましても、特別に印刷物をつくりまして、税務署の課長以上、局の係長以上全部に趣旨を徹底するようにしております。実は先般の委員会の質疑応答も、第一線に通報いたしてあります。今後におきましても、中央の方針がさらに一線によく徹底するように努力いたしまして、御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○有田(二)委員 国税庁の方針を承りまして、安心いたしました。もう少し早く国税庁長官にしておけばよかつた。以前われ／＼は、何割増し／＼といじめられて来たが、今の御答弁によつて、何割増しといふことを言う税務署員がおつたら、それはいけないことだといふことがはつきりしたので、私も安心いたしました。これの問題については、いづれあらためて国税庁長官の意見を伺いたいと思ひます。

○島村委員 ちよつと関連して。事柄は少し違ふと思ひますが、去る昭和二十六年だと思ひましたが、京阪方面にこの委員会から派遣されたことと同様な問題であります。要は、税務署から個人なり法人なりの所得を調査に参りますと、民主商工会という団体がありまして、ただちに七、八人の人間がそろつてしまふ。そして早く言えば、威嚇を受ける。そういうために、公務を執行妨害されるといふことがたくさんあるようです。実は先般私の地元でこれが露骨に現われまして、警察の手を煩わしたような事態があつたのであります。これらに對しては、税務署の署員としても非常に困りでありまして、うし、また私どもの立場にいたしますと、納税思想に及ぼす影響に對しても大きな懸念があります。これらに對して当局はどうお考えになつておるか。

○平田政府委員 御指摘のように、全国的に特別な目的で結成されておる、民主商工会といふ納税者の一種の団体がありまして、こういう人たちは、一緒になつて極力申告を低くする。税務署から調査に行きますと、ややもすると、調査ができないような場合もある。いろいろ話しましたが、なかなか普通の線に乘らない、ついで勢いやむを得ず、お互いけんかをしたくなくても、きつい手段をとらなければ話がきまらない、こういう面が実は相当あるのであります。しかしこれに對しましては、私どもは率直に申しまして、よく調査いたしまして、ほかの納税者との課税の公平をはからなければ、他の納税者が納得しないといふことになりまして、そういうものに對しては、さらに一層優秀な者を向けまして、調査を徹底し、課税の公平を期するようになしたい。東京都内におきましても、大分あるようでありまして、そういうところにつきましては、特に調査を徹底いたしまして、適実な課税をするようにいたしたいと思ひます。

○千葉委員長 本日は午後一時より本會議が開かれますので、これにて教會いたします。

次会は明二十六日午前十時から開會いたします。

午後零時三十分散會

昭和二十八年六月二十七日印刷

昭和二十八年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局